

**令和3年度**  
**障害福祉サービス事業者等集団指導資料**  
(障害児者共通)

京都府健康福祉部  
障害者支援課

# 目次

1	令和3年度指導監査方針	資料1
2	基準条例等	資料2
3	(全国)障害保健福祉課長会議資料	資料3
4	運営上の留意事項	資料4
5	疑義照会と厚生労働省からの回答	資料5
6	障害福祉サービスの質の向上	資料6
7	障害福祉サービス等情報公表制度の施行	資料7
8	変更届等の取扱い	資料8
9	業務管理体制の整備の届出	資料9
10	医療的ケア児に係る支援	資料10
11	障害福祉サービスにおける医行為の取扱い	資料11
12	工賃向上及び就労支援等資料	資料12
13	障害者関係研修	資料13
14	災害時情報共有システムの稼働	資料14
15	障害者支援施設等における感染症発生時の職員派遣事業	資料15
16	労働基準法の基礎知識	資料16
17	福祉人材確保	資料17
18	消費者トラブルと見守り	資料18
19	国保連合会業務関連事項	資料19

## (参考資料)

- 1 令和3年度 介護・福祉サービス第三者評価
- 2 介護サービス事業者の皆様へ(平成26年4月 京都府警察本部)
- 3 WAMネット「京都府からのお知らせ」へのアクセス方法
- 4 事業者指定等の受付窓口

<動画説明>

1 挨拶

2 令和3年度監査指導方針-----資料 1

3 基準条例等

・ 障害者関係-----資料 2 - 1 ~ 資料 2 - 5

・ 障害児関係-----資料 2 - 4 ~ 資料 2 - 6

・ 障害者虐待防止関係-----資料 2 - 7

・ 感染症対策関係-----資料 2 - 8

4 運営上の留意事項

・ 障害者関係-----資料 4 - 1 ~ 資料 4 - 3

・ 障害児関係-----資料 4 - 1、  
資料 4 - 4 ~ 資料 4 - 5

5 医療的ケア児に係る支援-----資料 10 ~ 資料 10 - 2

6 災害時情報共有システム-----資料 14

7 感染症発生時の職員派遣事業-----資料 15

8 新型コロナウイルス感染症対応事例から学ぶ研修会-----配布資料なし

## 令和 3 年度指導監査方針

## 要旨

## (今年度の特徴)

- ・ 基本的な内容は例年どおり。

## (基本的事項)

- ・ 指導の形態は「集団指導」と事業所、施設に出向き行う「実地指導」の2つとしているが、「集団指導」は今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、本資料掲載に代えることとする。
- ・ 「実地指導」については、「6 実地指導」のとおり。
- ・ 対象選定は、1事業所あたり3年に1回を目安としているが、第三者評価を定期的に受診していれば、6年に1回を目安としている。
- ・ ただし、すでに指定を受けている事業所がサービスの追加を予定している場合等、特に指導が必要な事業所については、3年、6年の目安に関わらず、適宜実地指導を行い、既指定サービスが適正に実施されているかを確認することがある。
- ・ また、障害者虐待防止法に基づく、虐待の通報があった場合や不正行為の通報があった場合にも確認・指導のため実施することがある。

## (重要事項)

- ・ 通常は、実地指導において基準違反・報酬算定誤りなどの改善を要すると認められた事項については、文書で指摘し改善報告書の提出を求める。
- ・ また、報酬算定誤りがある場合は、過去に遡って同様の算定誤りがないか、事業者で確認していただき、自主的に返還していただくこととなる。
- ・ 過去に、本府において、監査の結果、人員基準違反が判明し、違反を隠すために虚偽の報告を行うとともに、不正な手段により給付費を請求したことから、事業所の取り消し処分に至った事例がある。
- ・ 誤りがないよう、基準条例や関係法令について、日々の業務の点検を行うとともに、誤りがあった場合については、自ら改善いただき、また府の報告の指示に対しては正しく報告いただくようお願いする。
- ・ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の収束が見通せないことから、実地指導は原則として当面実施しない。

# 令和3年度指定障害福祉サービス事業者等の指導監査方針について

部分修正・追加

## 1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な給付がなされているか、③利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、障害福祉サービス事業を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

## 2 根拠法令等

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成19年6月1日制定）
- ・指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成19年6月1日制定）

## 3 対象

指定障害者支援施設設置者、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）

## 4 指導の形態

### (1) 集団指導

障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて、障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等について講習等の方式により行う。

### (2) 実地指導

事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式等により行う。

## 5 集団指導

障害福祉サービス事業者等を対象に年1回実施する。

## 6 実地指導

### (1) 対象選定方法

対象事業所等の選定に当たっては、京都市を除く府内市町村に所在地がある事業所等を対象に、3年に1回を目安として、「(4) 指導の重点事項」に基づき選定する。ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している事業所等については6年に1回を目安とする。

また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する障害福祉サービス事業者等が開設する事業所等についても、原則として実地指導の対象とする。

### (2) 指導体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

### (3) 指導日数

- ・指定障害者支援施設：原則1日
- ・指定障害者支援施設以外：原則半日（ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。）

#### (4) 指導の重点事項

##### ア 法令遵守事項

###### (ア) 人員、設備及び運営の状況

- a 必要なサービス提供人員の配置状況
- b サービス内容及び手続の説明並びに契約の状況
- c 利用者等に求めることができる金銭の範囲
- d 個別支援計画の作成の状況
- e 業務継続計画等の作成

感染症や非常災害下で業務が中断することがないように業務継続計画を策定、防災・避難計画の策定、避難訓練等の実施及び具体的なマニュアルの策定

###### ○ 施設の防火安全対策の強化

- (a) 火災発生の未然防止
- (b) 火災発生時の早期通報・連絡と初期消火対策
- (c) 夜間防火管理体制
- (d) 避難対策
- (e) 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- (f) 各種の補償保険制度の活用
- (g) 共同生活援助に係る共同生活住居の消防設備の設置
- (h) ブロック塀等の安全状況及び非常用自家発電設備の有無

###### f 感染対策のための体制整備・指針の策定

委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施

###### g 苦情解決体制の整備状況

###### h 事故発生時の対応状況（行政への報告の徹底）

###### i 個人情報適切な取扱い

###### j 就労継続支援A型については、適正な労働時間の確保、就労支援会計の適正化及び運営規程の必要事項記載

###### k 就労移行支援については、一般就労への移行の促進及び就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの適正実施

###### l 病院内での重度訪問介護の提供の範囲

###### m ハラスメント対策

###### n 虐待防止の事業所内の体制整備と職員研修の実施 等

責任者の設置、委員会の開催、研修の実施

###### (イ) その他

今般の新型コロナウイルス感染症への対応と各特例の適用 等

##### イ サービス提供事項

###### (ア) 個別支援計画に基づくサービスの提供の推進

###### (イ) 障害児者虐待及び身体拘束についての認識の普及

- ・事業所職員への通報義務の周知徹底

- (ウ) 障害児者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の推進
  - ・ 障害児者虐待に関する研修会の開催
- (エ) 障害児者虐待防止及び身体拘束の適正化に向けた事業所等の積極的な取り組みの推進
  - ・ 外部評価の導入によるサービスの質の改善

## 7 監査

### (1) 監査の実施

通報、苦情又は相談等に基づく情報、市町村又は一般相談支援事業所等へ寄せられる苦情、自立支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者等、実地指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

### (2) 監査体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

## 8 指導・監査後の処理

### (1) 文書指摘

実地指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該障害福祉サービス事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

### (2) 自主点検及び自主返還指示

実地指導において障害福祉サービス等の内容、自立支援給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該指摘事項に関し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、自立支援給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行うとともに、関係市町村に通知する。

### (3) 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容及び改善の可能性等を勘案して(1)の文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

### (4) 業務改善命令

(3)の勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間及び内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

### (5) 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性並びに改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該障害福祉サービス事業者等の指定等を取り消し又は

期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

#### (6) 加算金

指導・監査の結果、自立支援給付費の返還が生じる場合であって、障害福祉サービス事業者等が偽りその他不正の行為により自立支援給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該障害福祉サービス事業者等に指示するとともに、支払を求めるよう関係市町村に通知する。

#### (7) 公表

(3)の勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は法令基準違反の程度を勘案し、又は(4)又は(5)の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

#### (8) 聴聞等

(4)及び(5)の処分を行おうとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定による聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行う。ただし、同条第2項各号の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

#### (9) 刑事告発

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

### 9 実施計画

#### (1) 集団指導

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、資料をワムネット京都府センターに掲載し、事業所から閲覧状況の報告を受ける。

#### (2) 実地指導

令和3年4月から令和4年3月まで

ただし、新型コロナウイルス感染症感染拡大の収束が見通せないことから、原則として当面実施しない。

# 令和3年度指定障害児通所支援事業者等の指導監査方針について

部分修正・追加

## 1 基本方針

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援（以下「障害児通所支援等」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な給付がなされているか、③利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、障害児通所支援等を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

## 2 根拠法令等

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・指定障害児通所支援等事業者等指導要綱（平成28年4月20日施行）
- ・指定障害児通所支援等事業者等監査要綱（平成27年5月25日施行）

## 3 対象施設及び事業所

- (1) 指定障害児入所施設（指定発達支援医療機関除く。）
- (2) 指定障害児通所支援事業者が開設する事業所

## 4 指導の形態

### (1) 集団指導

指定障害児入所施設設置者及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）を一定の場所に集めて、障害児通所支援又は障害児入所支援の取扱い、障害児通所給付費又は障害児入所給付費に係る費用の請求の内容、制度改正内容等について講習等の方式により行う。

### (2) 実地指導

指定障害児通所支援事業所等及び指定障害児入所施設（以下「事業所等」という。）において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式等により行う。

## 5 集団指導

指定障害児通所支援事業者等を対象に年1回実施する。

## 6 実地指導

### (1) 対象選定方法

対象事業所等の選定に当たっては、京都市を除く府内市町村に所在地がある事業所等を対象に、3年に1回を目安として、「(4) 指導の重点事項」に基づき選定する。ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している事業所等については6年に1回を目安とする。

また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する事業者等が開設する事業所等についても、原則として実地指導の対象とする。

## (2) 指導体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

## (3) 指導日数

- ・ 指定障害児入所施設：原則1日
- ・ 指定障害児通所支援事業所：原則半日（ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。）

## (4) 指導の重点事項

### ア 法令遵守事項

#### (ア) 人員、設備及び運営の状況

a 必要なサービス提供人員の配置状況

b サービス内容及び手続の説明並びに契約の状況

c 利用者等に求めることができる金銭の範囲

d 個別支援計画の作成の状況

e 業務継続計画等の作成

感染症や非常災害下で業務は中断することがないように業務継続計画を策定

f 感染対策のための体制整備・指針の策定

委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施

g 非常災害対策、感染症等対策の状況

防火、防災（水害・土砂等）及び防犯対策（防災・避難計画の策定、避難訓練等の実施及び具体的なマニュアルの策定）の徹底

h 苦情解決体制の整備状況

i 事故発生時の対応状況（行政への報告の徹底）

j 個人情報の適切な取扱い

k ハラスメント対策

l 虐待防止の事業所内の体制整備と職員研修の実施 等

責任者の設置、委員会の開催、研修の実施

### (イ) その他

今般の新型コロナウイルス感染症への対応と各特例への適用 等

### イ 報酬等請求事項

障害児入所給付費及び障害児通所給付費の算定等

### ウ サービス提供事項

a 個別支援計画に基づくサービスの提供の推進

b 障害児虐待及び身体拘束についての認識の普及

c 障害児虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の推進

d 障害児虐待防止及び身体拘束禁止に向けた事業所等の積極的な取り組みの推進

## 7 監 査

### (1) 監査の実施

通報、苦情又は相談等に基づく情報、市町村又は一般相談支援事業所、児童計画相談支援事業所等へ寄せられる苦情、障害児給付費の請求データ等の分析から特異傾向の発覚、実地指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

### (2) 監査体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

## 8 指導・監査後の処理

### (1) 文書指摘

実地指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該指定障害児支援等事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

### (2) 自主点検及び自主返還指示

実地指導において障害児通所支援等の内容、障害児支援給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、当該指摘事項に関し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、障害児給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行うとともに、関係市町村に通知する。

### (3) 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案して上記(1)の文書指摘等以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

### (4) 業務改善命令

上記(3)の勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該指定障害児通所支援事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

### (5) 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止の処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該指定障害児通所支援事業

者等の指定等を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

#### **(6)加算金**

指導・監査の結果、障害児支援給付費の返還が生じる場合であって、指定障害児通所支援事業者等が偽りその他不正の行為により障害児支援給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該指定障害児通所支援事業者等に指示するとともに、支払を求めるよう関係市町村に通知する。

#### **(7)公表**

上記(3)の勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は法令基準違反の程度を勘案し、又は上記(4)又は(5)の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

#### **(8)聴聞等**

上記(4)及び(5)の処分を行おうとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続を行う。ただし、同条第2項各号の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

#### **(9)刑事告発**

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

### **9 実施計画**

#### **(1)集団指導**

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、資料をワムネット京都府センターに関連資料を掲載し、事業所から閲覧状況の報告を受ける。

#### **(2)実地指導**

令和3年4月から令和4年3月まで。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せないことから、原則として当面実施しない。

## 基準条例等について

### 要旨

#### (基本的事項)

- ・ 事業所の指定基準については、厚生労働省が定める省令ではなく、京都府の条例及び規則により定めることとされている。
- ・ いずれも府独自で新たな基準を設けるものではないが、引き続き暴力団排除は府独自の基準として置かれている点に留意いただきたい。

#### (今年度の特徴)

- ・ 令和3年4月1日施行として条例改正を行った。
- ・ 令和3年7月7日施行として、別途条例改正を行った。

#### (令和3年4月1日施行分の主な内容)

##### ○全サービス関係

- ・ 利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。(令和3年度中は努力義務)
- ・ 感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施を義務付けるものとする。(令和3年度～令和5年度中は努力義務)
- ・ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付けるものとする。(令和3年度～令和5年度中は努力義務)
- ・ 利用者の利便性向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形(ファイル等)で備え置くこと等を可能とする。

##### ○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援関係

- ・ サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。

##### ○児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児施設関係

- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、より専門的な療育ができる体制とするため、従業者の要件から障害福祉サービス経験者を削除する。  
福祉型障害児入所施設については、児童指導員及び保育士の配置を4:1に見直す。  
いずれも指定済の施設には経過措置あり。

(令和3年7月7日施行分)

- ・利用者への説明、同意等のうち書面で行うことが想定されるもの（利用契約書、重要事項説明書、個別支援計画）及び記録の保存等について原則として電磁的記録を認めることとする。

## 基準条例等（障害者関係）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による「障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更）」の改正に伴い、これまで法律や政省令等で全国一律に定められていた指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の運営等に関する基準について、京都府では、以下のとおり条例及び規則を制定している。

### 1 条例・規則の対象サービス及び名称

- 指定障害福祉サービス
  - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 32 号）
  - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 47 号）
- 指定障害者支援施設
  - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 33 号）
  - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 48 号）
- 障害福祉サービス（最低基準）
  - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 37 号）
  - ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 52 号）
- 障害者支援施設（最低基準）
  - ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 40 号）
  - ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 55 号）

### 2 条例・規則の概要

厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準を定めている。

条例では、まず総則を規定し、その他人員、設備及び運営に関する基準について、基本的な考え方を示している。

規則では、人員、設備及び運営に関する基準の具体的な考え方（数値を含む細目的事項や技術的事項）を示している。

以下の京都府独自基準以外は、これまでの厚生労働省令（国基準）と概ね同様の内容。

### 3 施行日（条例・規則共通）

平成 24 年 10 月 1 日

### 4 京都府独自基準

京都府の条例及び規則（以下「基準条例等」という。）においては、現在の国の基準を基本的にそのまま取り入れることとした上で、次のとおり一部の内容を見直して定めている。

#### ・暴力団の排除について

府民の安心、安全を図ることが最も重要であるという観点から、指定障害福祉サービス事業者等から暴力団を排除する規定を追加。

## 5 令和3年度の条例及び規則の改正

### (1) 令和3年4月1日施行

#### ○全サービス関係

- ・利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。(令和3年度中は努力義務)
- ・感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を義務付けるものとする。(令和3年度～令和5年度中は努力義務)
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けるものとする。(令和3年度～令和5年度中は努力義務)
- ・災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。
- ・適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。
- ・利用者の利便性向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

#### ○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援関係

- ・サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。

#### ○生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型関係

- ・通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。

#### ○就労移行支援関係

- ・就労支援員の常勤要件を廃止する。

#### ○就労継続支援A型関係

- ・厚生労働大臣が定める事項（スコア表）について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。

#### ○就労定着支援関係

- ・利用者に対する相談等の支援について、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法により行うことも可能とする。

#### ○自立生活援助関係（解釈通知）

- ・サービス管理責任者と地域生活支援員を兼務可能とする。

#### ○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、療養介護、生活介護、共生型生活介護、短期入所、共生型短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、共生型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、基準該当就労継続支援B型、共同生活援助、特定基準該当障害福祉サービス関係

- ・身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。(令和3年度中は努力義務)

#### ○その他

- ・個別支援計画作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。
- ・共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、令和3年3月31日までとされていたところ、令和6年3月31日までに延長する。

## (2) 令和3年7月7日施行

○利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る見直し

- ・障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとする。
- ・利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うもの（利用契約書、重要事項、個別支援計画等）について、利用者の同意の上で、電磁的方法による対応を原則として認めることとする。
- ・【参考】押印廃止に係るQ&A（令和2年6月19日 内閣府、法務省、経済産業省）  
<http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>

## 6 条例及び規則の過年度の改正経過

### (1) 平成25年4月1日施行

法律名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことに伴い基準条例等を改正

### (2) 平成25年10月18日施行

指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件における登録定員及び通いサービスの利用定員に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含める旨の改正が行われたことから、1の②を改正

### (3) 平成26年4月1日施行

重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、障害程度区分の障害支援区分への見直しが行われたことに伴い、1の①、②及び④を改正

### (4) 平成27年4月1日施行

- ・介護保険の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定障害者福祉サービスの生活介護と短期入所を基準該当として行えるように改正
- ・共同生活援助の病院敷地内設置を一定の条件付きで認めるように改正
- ・重度の障害者に対する指定共同生活援助事業所の従事者以外の者が行う介護・家事の特例として平成27年3月31日まで時限的に認められていたが、平成30年3月31日まで認められるよう改正

### (5) 平成28年4月1日施行

- ・介護保険の指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）を基準該当として行えるように改正
- ・介護保険サービスの通所介護サービスのうち、小規模なものについて「地域密着型通所介護」として新たな類型に移行するため、従来の通所介護とともに、指定障害福祉サービスの生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）を基準該当事業所として行えるように改正

### (6) 平成29年4月1日施行（府条例の施行は平成29年7月7日）

- ・就労継続支援A型事業者について、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設ける。
- ・就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定を設ける。また、就労継続支援A型事業者が利用者に支払う賃金及び工賃の額について、原則、自立支援給付から充当してはならない旨の規定を設ける。

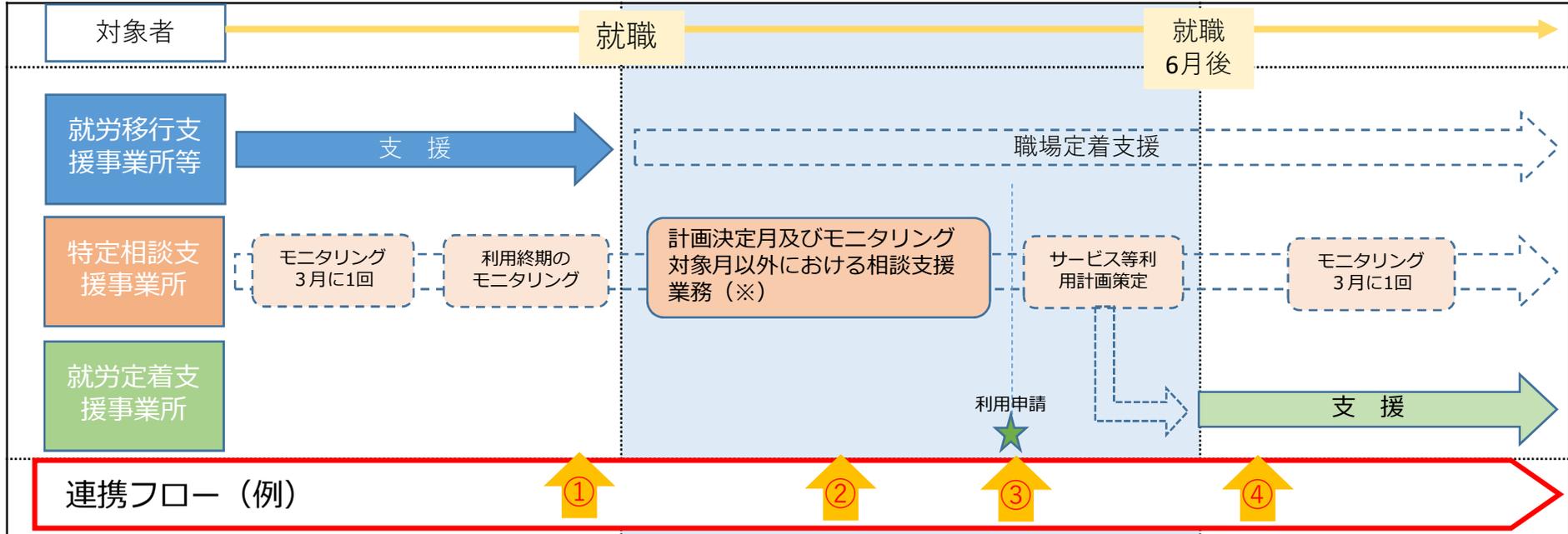
- ・就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加する。

#### (7) 平成 30 年 4 月 1 日施行

- ・生活介護及び自立訓練について、障害者が就職した際の職場への定着の支援を定める。
- ・指定重度障害者等包括支援について、「重度障害者等包括支援サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、サービス提供責任者が重度包括支援サービス利用計画の策定に際し、担当者会議を開催する等を定めた規定を削除する。
- ・自立訓練の基本方針中、対象者要件を定める規定を引用する部分を削除し、障害種別によらず利用できるものとする。
- ・就労移行支援について、通勤のための訓練の実施が定められた。
- ・指定就労定着支援及び指定自立生活援助支援を新設し、基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定め、必要な準用規定等を設ける。
- ・指定共同生活援助の一類型として、日中サービス支援型指定共同生活援助を新設し、基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定め、必要な準用規定等を設ける。
- ・共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）について、各基準該当サービスに倣った基準を設ける。（府条例・規則は平成 31 年 4 月 1 日施行）
- ・多機能型事業所で行う事業に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定居宅訪問型児童発達支援を加える。（第 2 条）
- ・共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を対応する場合の特例を、平成 33 年 3 月 31 日までに延長する。

# 就労定着支援事業所による支援の円滑な開始に向けた各機関の連携について

○就労移行支援事業所等を利用して就職した場合、就職後6ヶ月間の職場への定着支援の義務（・努力義務）期間において、本人が希望する場合、就労定着支援事業所等との連絡調整等を図ることとしており、就労定着支援の円滑な開始につなげることが必要。このため、サービス終了後も特定相談支援事業所の相談支援を活用する等、各機関が連携して利用者の支援をつなぐ取組が必要。



- ①就職前 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所（以下、「**就労移行支援事業所等**」という。）は、就職が決定した対象者に対して、予め対象者の就職後の職場定着支援のニーズを把握した上で、支援の実施方法等について相談を行うとともに、就職6ヶ月後からは就労に伴う環境変化等に対してサポートするために就労定着支援が一定期間に亘り利用可能であることを対象者に対して情報提供を行う。
- ②就職後 2～3月目 **就労移行支援事業所等**は、対象者に対して就労定着支援の利用の意向を確認し、対象者の同意の上で、特定相談支援事業所や就労定着支援事業所に対して就職後の本人の状況を情報共有するとともに、**就労定着支援**の利用を含めて、対象者の職場定着に必要な生活面での支援等について相談を行う。  
**特定相談支援事業所**は、就労移行支援等の利用終了後も対象者と面談や企業又は就労支援機関とのカンファレンスの機会を設定し、就労や生活の状況について把握、相談を行う共に、**就労定着支援**の利用意向の確認を行うことが望ましい  
※サービス等利用終了後の他機関との連携に係る業務については、一定の要件を満たす場合、**居宅介護支援事業所等連携加算が算定可能な場合がある**  
また、対象者が就労定着支援の利用を希望する場合、**特定相談支援事業所**は支給決定に係る申請の勧奨や申請後のサービス等利用計画案の策定等、必要な支援を行う。
- ③就職後 4～5月目 **就労移行支援事業所等**は、対象者が就労定着支援事業の利用申請した場合、就労定着支援による支援の円滑な開始に向けて、就労定着支援事業所、企業と支援の方向性の共有や必要な連絡調整を行う。
- ④就職 6月以降 **就労定着支援事業所**は、対象者の希望や就労状況、就労移行支援事業所等の支援状況等を踏まえて、就労定着支援計画を策定し、対象者に提示すると共に、就労定着支援計画に沿って必要な支援を行う。

## 電磁的記録

電磁的記録とは、電子計算機（パソコン、スマートフォン、タブレット等）による情報処理の用に供されるものをいう。

## 電磁的作成・保存

### ① - 1 電子的方式

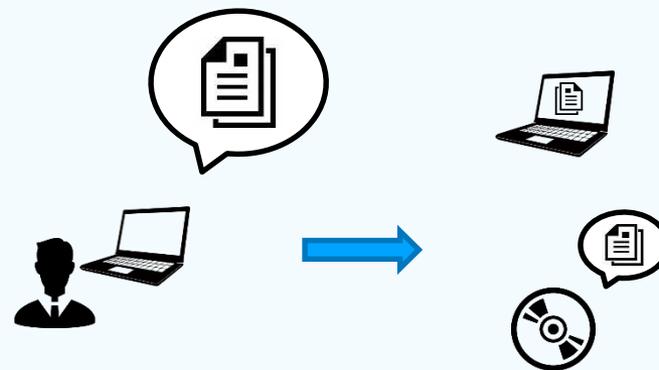
電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により記録を作成し、電磁的記録により保存する方法

（例：パソコンで文書を作成し、パソコン上で保存する）

### ① - 2 磁気的方式

磁気ディスク等をもって調製する方法により記録を作成し、電磁的記録により保存する方法

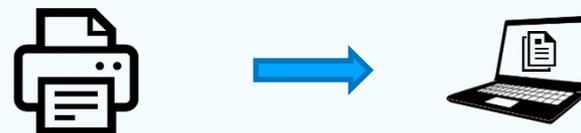
### ① - 1, 2 (例)



### ②

紙媒体で保存しているものを、スキャナ等で読み込んでできた画像情報を含む電磁的記録にした上で保存する方法

### ②(例)



## 交付

- 事業者は、利用申込者の承諾を得て、重要事項を書いた文書を電磁的方法により提供することができる。

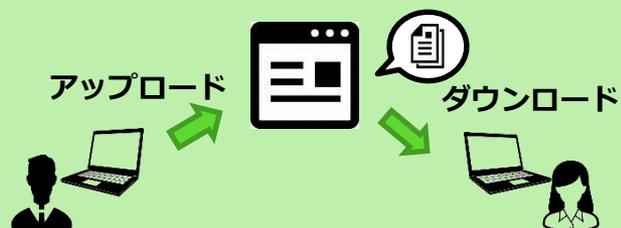
### 方法①－１

電子メールなどで、相手のパソコン等のフォルダに電磁的記録を送信する方法



### 方法①－２

事業者等がホームページに電磁的記録を掲載し、それを利用申込者又はその家族がダウンロードできる状態に置く方法



### 方法②

電磁的記録を作成した磁気ディスク、シー・ディー・ロム等を利用申込者等に交付する方法



## 交付

- ①－1，2及び②の方法で利用申込者に交付した電磁的記録については、当該利用申込者が、紙にプリントアウトすることが可能な状態でなければならない。
- 事業者等は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、以下に掲げる電磁的方法の種類・内容を示し、文書または電磁的方法（電子メール等）により承諾を得なければならない。
  - ・ ①－1，2及び②の方法のうち、どの方法を使用するか
  - ・ どのようなファイル形式で記録するか（テキストファイル、ドキュメントファイル等）

## 同意

- 電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等。
- 書面への押印等により同意の意思を確認していた場合の取扱い等については「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参照。

※ その他、電磁的方法によることができるものについても、これに準じた取扱いとなる。

## 押印についてのQ &amp; A

令和2年6月19日  
内閣府  
法務省  
経済産業省

**問1. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。**

- ・ 私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。
- ・ 特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

**問2. 押印に関する民事訴訟法のルールは、どのようなものか。**

- ・ 民事裁判において、私文書が作成者の認識等を示したものとして証拠（書証）になるためには、その文書の作成者とされている人（作成名義人）が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されることが必要であり、これが認められる文書は、「真正に成立した」ものとして取り扱われる。民事裁判上、真正に成立した文書は、その中に作成名義人の認識等が示されているという意味での証拠力（これを「形式的証拠力」という。）が認められる。
- ・ 民訴法第228条第4項には、「私文書は、本人〔中略〕の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」という規定がある。この規定により、契約書等の私文書の中に、本人の押印（本人の意思に基づく押印と解釈されている。）があれば、その私文書は、本人が作成したものであることが推定される。
- ・ この民訴法第228条第4項の規定の内容を簡単に言い換えれば、裁判所は、ある人が自分の押印をした文書は、特に疑わしい事情がない限り、真正に成立したものとして、証拠に使うてよいという意味である。そのため、文書の真正が裁判上争いとなった場合でも、本人による押印があれば、証明の負担が軽減されることになる。

- ・ もっとも、この規定は、文書の真正な成立を推定するに過ぎない。その文書が事実の証明にどこまで役立つのか（＝作成名義人によってその文書に示された内容が信用できるものであるか）といった中身の問題（これを「実質的証拠力」という。）は、別の問題であり、民訴法第 228 条第 4 項は、実質的証拠力については何も規定していない。
- ・ なお、文書に押印があるかないかにかかわらず、民事訴訟において、故意又は重過失により真実に反して文書の成立を争ったときは、過料に処せられる（民訴法第 230 条第 1 項）。

**問 3. 本人による押印がなければ、民訴法第 228 条第 4 項が適用されないため、文書が真正に成立したことを証明できないことになるのか。**

- ・ 本人による押印の効果として、文書の真正な成立が推定される（問 2 参照）。
- ・ そもそも、文書の真正な成立は、相手方がこれを争わない場合には、基本的に問題とならない。また、相手方がこれを争い、押印による民訴法第 228 条第 4 項の推定が及ばない場合でも、文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断される。他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり（問 6 参照）、本人による押印がなければ立証できないものではない。
- ・ 本人による押印がされたと認められることによって文書の成立の真正が推定され、そのことにより証明の負担は軽減されるものの、相手方による反証が可能なものであって、その効果は限定的である（問 4、5 参照）。
- ・ このように、形式的証拠力を確保するという面からは、本人による押印があったとしても万全というわけではない。そのため、テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

**問4. 文書の成立の真正が裁判上争われた場合において、文書に押印がありさえすれば、民訴法第228条第4項が適用され、証明の負担は軽減されることになるのか。**

- ・ 押印のある文書について、相手方がその成立の真正を争った場合は、通常、その押印が本人の意思に基づいて行われたという事実を証明することになる。
- ・ そして、成立の真正に争いのある文書について、印影と作成名義人の印章が一致することが立証されれば、その印影は作成名義人の意思に基づき押印されたことが推定され、更に、民訴法第228条第4項によりその印影に係る私文書は作成名義人の意思に基づき作成されたことが推定されるとする判例（最判昭39・5・12民集18巻4号597頁）がある。これを「二段の推定」と呼ぶ。
- ・ この二段の推定により証明の負担が軽減される程度は、次に述べるとおり、限定的である。
  - ① 推定である以上、印章の盗用や冒用などにより他人がその印章を利用した可能性があるなどの反証が相手方からなされた場合には、その推定は破られ得る。
  - ② 印影と作成名義人の印章が一致することの立証は、実印である場合には印鑑証明書を得ることにより一定程度容易であるが、いわゆる認印の場合には事実上困難が生じ得ると考えられる（問5参照）。
- ・ なお、次に述べる点は、文書の成立の真正が証明された後の話であり、形式的証拠力の話ではないが、契約書を始めとする法律行為が記載された文書については、文書の成立の真正が認められれば、その文書に記載された法律行為の存在や内容（例えば契約の成立や内容）は認められやすい。他方、請求書、納品書、検収書等の法律行為が記載されていない文書については、文書の成立の真正が認められても、その文書が示す事実の基礎となる法律行為の存在や内容（例えば、請求書記載の請求額の基礎となった売買契約の成立や内容）については、その文書から直接に認められるわけではない。このように、仮に文書に押印があることにより文書の成立の真正についての証明の負担が軽減されたとしても、そのことの裁判上の意義は、文書の性質や立証命題との関係によっても異なり得ることに留意する必要がある。

**問5. 認印や企業の角印についても、実印と同様、「二段の推定」により、文書の成立の真正について証明の負担が軽減されるのか。**

- ・ 「二段の推定」は、印鑑登録されている実印のみではなく認印にも適用され得る（最判昭和50・6・12裁判集民115号95頁）。
- ・ 文書への押印を相手方から得る時に、その印影に係る印鑑証明書を得ていれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することは容易であるといえる。
- ・ また、押印されたものが実印であれば、押印時に印鑑証明書を得ていなくても、その他の手段により事後的に印鑑証明書を入手すれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することができる。ただし、印鑑証明書は通常相手方のみが取得できるため、紛争に至ってからの入手は容易ではないと考えられる。
- ・ 他方、押印されたものが実印でない（いわゆる認印である）場合には、印影と作成名義人の印章の一致を相手方が争ったときに、その一致を証明する手段が確保されていないと、成立の真正について「二段の推定」が及ぶことは難しいと思われる。そのため、そのような押印が果たして本当に必要なのかを考えてみることに有意義であると考えられる。
- ・ なお、3Dプリンター等の技術の進歩で、印章の模倣がより容易であるとの指摘もある。

**問6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。**

- ・ 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。
  - ① 継続的な取引関係がある場合
    - 取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる。）
  - ② 新規に取引関係に入る場合
    - 契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根

- ・ 拠資料としての運転免許証など)の記録・保存
  - 本人確認情報の入手過程(郵送受付やメールでのPDF送付)の記録・保存
  - 文書や契約の成立過程(メールやSNS上のやり取り)の保存
- ③ 電子署名や電子認証サービスの活用(利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。)
- ・ 上記①、②については、文書の成立の真正が争われた場合であっても、例えば下記の方法により、その立証が更に容易になり得ると考えられる。また、こういった方法は技術進歩により更に多様化していくことが想定される。
  - (a) メールにより契約を締結することを事前に合意した場合の当該合意の保存
  - (b) PDFにパスワードを設定
  - (c) (b)のPDFをメールで送付する際、パスワードを携帯電話等の別経路で伝達
  - (d) 複数者宛のメール送信(担当者に加え、法務担当部長や取締役等の決裁権者を宛先に含める等)
  - (e) PDFを含む送信メール及びその送受信記録の長期保存

## 基準条例等（障害児関係）

児童福祉法の一部を改正する法律の施行による「児童福祉法」の改正に伴い、これまで法律や政省令等で全国一律に定められていた指定通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）の運営等に関する基準について、京都府では、以下のとおり条例及び規則を制定している。

### 1 条例・規則の対象サービス及び名称

- 指定障害児通所支援
  - ① 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（以下「通所条例」（平成 24 年京都府条例第 34 号）
  - ② 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（以下「通所規則」（平成 24 年京都府規則第 49 号）
- 指定障害児入所施設
  - ③ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 35 号）
  - ④ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 50 号）
- 障害児入所施設（最低基準）
  - ⑤ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 36 号）
  - ⑥ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 51 号）

### 2 条例・規則の概要

厚生労働省令が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定障害児通所支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準を定めています。

条例では、まず総則を規定し、その他人員、設備及び運営に関する基準について、基本的な考え方を示しています。

規則では、人員、設備及び運営に関する基準の具体的な考え方（数値を含む細目的事項や技術的事項）を示しています。

以下の京都府独自基準以外は、これまでの厚生労働省令（国基準）と概ね同様の内容です。

### 3 施行日（条例・規則共通）

平成 24 年 10 月 1 日

### 4 京都府独自基準

京都府の条例及び規則（以下「基準条例等」という。）においては、現在の国の基準を基本的にそのまま取り入れることとした上で、次のとおり一部の内容を見直して定めています。

#### ・暴力団の排除について

府民の安心、安全を図ることが最も重要であるという観点から、指定障害児通所支援事業者等から暴力団を排除する規定を追加しています。

### 5 令和 3 年度の条例及び規則の改正

#### （1）令和 3 年 4 月 1 日施行

##### ○全サービス関係

- ・利用者の虐待防止等のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、従業員に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。（令和 3 年度中は努力義務）

- ・感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を義務付けるものとする。（令和3年度～令和5年度中は努力義務）
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けるものとする。（令和3年度～令和5年度中は努力義務）
- ・障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和する。
- ・適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。
- ・利用者の利便性向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

#### ○児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設関係

- ・災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

#### ○児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設関係

- ・サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。
- ・身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。（令和3年度中は努力義務）

#### ○指定児童発達支援、放課後等デイサービス関係

- ・従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除する。（経過措置あり）

#### ○児童発達支援、放課後等デイサービス関係

- ・医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする。

#### ○福祉型障害児入所施設関係

- ・児童指導員及び保育士の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直す。

#### ○その他

- ・児童発達支援計画作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

### (2) 令和3年7月中旬頃施行予定

#### ○利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る見直し

- ・指定障害児通所支援事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、指定障害児通所支援事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めるものとする。

- ・利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うもの（利用契約書、重要事項、個別支援計画等）について、利用者の同意の上で、電磁的方法による対応を原則として認めることとする。
- ・【参考】押印廃止に係るQ&A（令和2年6月19日 内閣府、法務省、経済産業省）  
<http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>

## 6 条例及び規則の過年度の改正経過

### (1) 平成29年4月1日施行

#### ○放課後等デイサービス人員基準関係

- ・指定放課後等デイサービス事業者等の置くべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなければならないこととした
- ・従業者の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。

※平成29年3月31日までに指定を受けている事業所においては、平成30年3月31日までは従前の例によることができる経過措置あり

#### ○放課後等デイサービス運営基準関係

- ・指定放課後等デイサービス事業者等は、事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととし、その提供するサービスの質の評価及び改善を行い、おおむね1年に1回以上その内容を公表しなければならないこととした。  
(平成30年4月条例改正事項（児童発達支援）に同じ。規則で定める事項も同じ。)

#### ○児童発達支援管理責任者の実務要件の改正

【障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）の一部を改正する告示（平成29年厚生労働省告示第83号）】

- ・保育所等における子どもに対する支援経験年数を実務経験年数に新たに算入できることとした
- ・障害児、児童又は障害者に対する支援の経験年数が3年以上であることを必須化することとした
- ・保育所等における子どもに対する支援経験については、障害児に該当するか否かを問わず子どもを支援した年数を算入して差し支えないこととした

### (2) 平成30年4月1日施行

#### ○児童発達支援

- ・置くべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなければならないこととした。（通所条例第6条関係）
- ・従業者の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。（通所規則第2条関係）

※平成30年3月31日までに指定を受けている事業所においては、平成31年3月31日までは従前の例によることができる経過措置あり（通所条例附則）

- ・機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でよいこととした。（通所条例第6条関係）
- ・主に重症心身障害児を受け入れる事業所に配置すべき看護師について、看護師から看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）に緩和した。（通所条例第6条関係）
- ・事業者は、提供するサービスの質の評価及び改善を行い、おおむね1年に1回以上その内容を公表しなければならないこととした。（通所条例第27条関係）
- ・条例第27条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 支援を提供するための体制の整備の状況

- 2 勤務体制及び資質向上のための取り組み状況
- 3 設備及び備品等の状況
- 4 関係機関及び地域との連携
- 5 利用障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他援助の実施状況
- 6 緊急時の対応方法及び非常災害対策
- 7 業務の改善を図るための措置の実施状況

(以上通所規則第6条の2第1号から第7号を省略して記載)

- ・実施する事業の内容に関する情報提供を義務化した。(通所条例第49条関係)

#### ○医療型児童発達支援

- ・配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(通所条例第58条)
- ・実施する事業の内容に関する情報提供を努力義務として規定した。(通所条例第65条の関係)

#### ○放課後等デイサービス

- ・機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でよいこととした。(通所条例第68条関係)
- ・主に重症心身障害児を受け入れる事業所に配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(通所条例第68条関係)

#### ○居宅訪問型児童発達支援

- ・重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用することが困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスの新設(第73条の5～第73条の12)

#### ○保育所等訪問支援

- ・実施する事業の内容に関する情報提供を努力義務として規定した。(通所条例第81条で準用する第65条の2)

#### ○福祉型障害児入所施設

- ・配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(入所条例第5条関係)
- ・障害者支援施設の基準を満たすことをもって福祉型障害児入所施設の基準を満たすとのみなし規定を廃止した。

### (3) 平成31年4月1日施行

#### ○共生型サービスの創設に伴う改正の施行

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、新たに「共生型サービス」が介護保険サービス、障害福祉サービス及び児童福祉サービスに位置付けられたことに伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例」及び同施行規則においては、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスに係る人員等の基準を定めるため、所要の改正を行った。

#### ○児童発達支援管理責任者の実務要件・研修要件の改正

- ・直接支援業務による実務要件を現行の10年以上から8年以上に緩和。
- ・基礎研修は、実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講する。
- ・研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け創設するなど、研修体系を見直した。

#### ○児童指導員の資格要件の改正

- ・社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した大学は、「短期大学を除く」としたこと。
- ・教育職員免許法に規定する幼稚園の免許状を有する者を追加。

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

### [現 行]

- ① 従業者への**研修**実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）

### [見直し後]

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

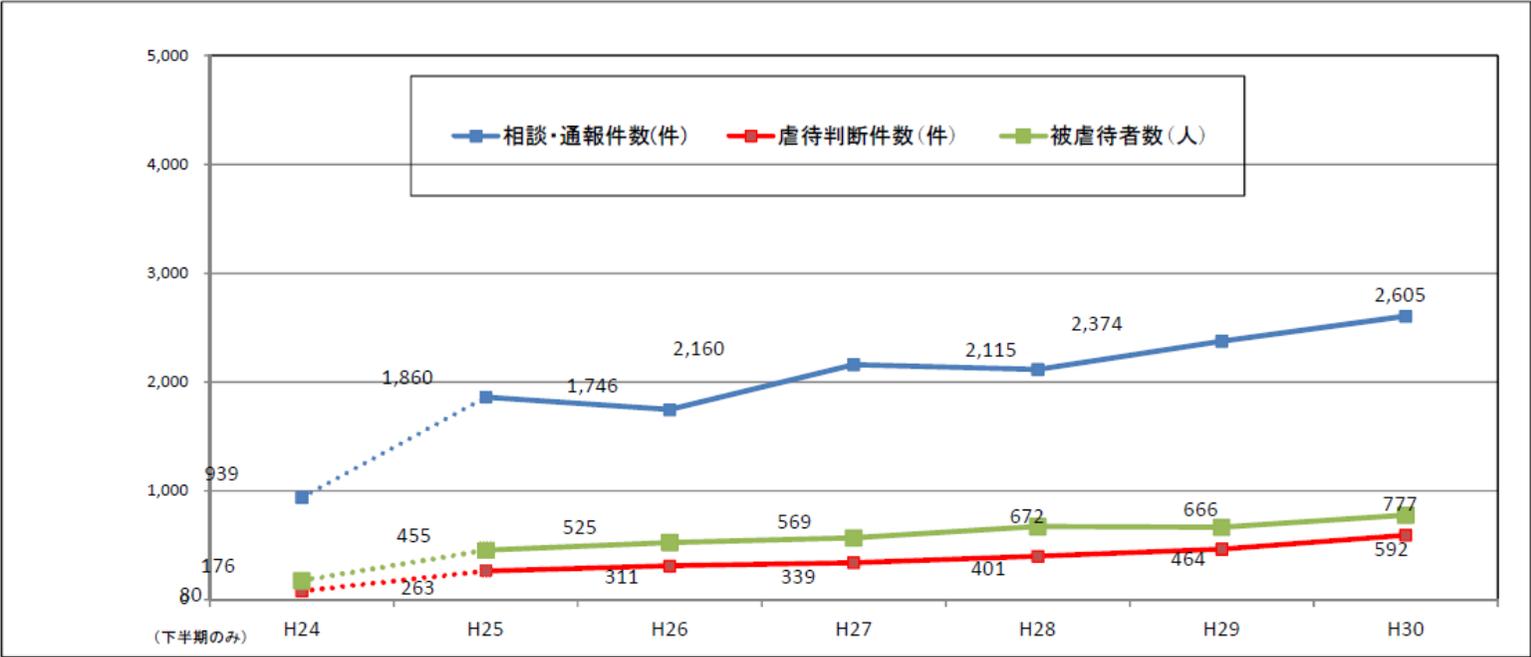
※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

### **【例】**

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみであり、経年比較としては平成25年度から平成30度の6ヶ年分が対象。



## 参 考

## 虐待防止委員会について

○障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和2年10月厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）

## 5 虐待を防止するための体制について

## (3) 事業所としての体制整備

運営規程で定めた「虐待を防止するための措置」として、虐待防止委員会の設置等、必要な体制の整備が求められます。虐待防止委員会の責任者（委員長）は、通常、管理者が担うこととなります。また、虐待防止委員会を組織的に機能させるために、各サービス事業所のサービス管理責任者やサービス提供責任者、ユニットリーダー等、各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止マネジャーとして配置します。

また、複数事業所があり、虐待防止マネジャーが複数名配置されている場合は各事業所間、マネジャー間で虐待への認識の相違が起きないように、相互確認を行ったり、複数名で同一現場を確認ながらチェックリストを用い、基準を統一することがポイントとなってきます。

## (4) 虐待防止委員会の役割

委員会には、「虐待防止のための計画づくり」、「虐待防止のチェックとモニタリング」、「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」の3つの役割があります。

第1の「虐待防止のための計画づくり」とは、虐待防止の研修や、虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し、マニュアルやチェックリストの作成と実施、掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくりです。

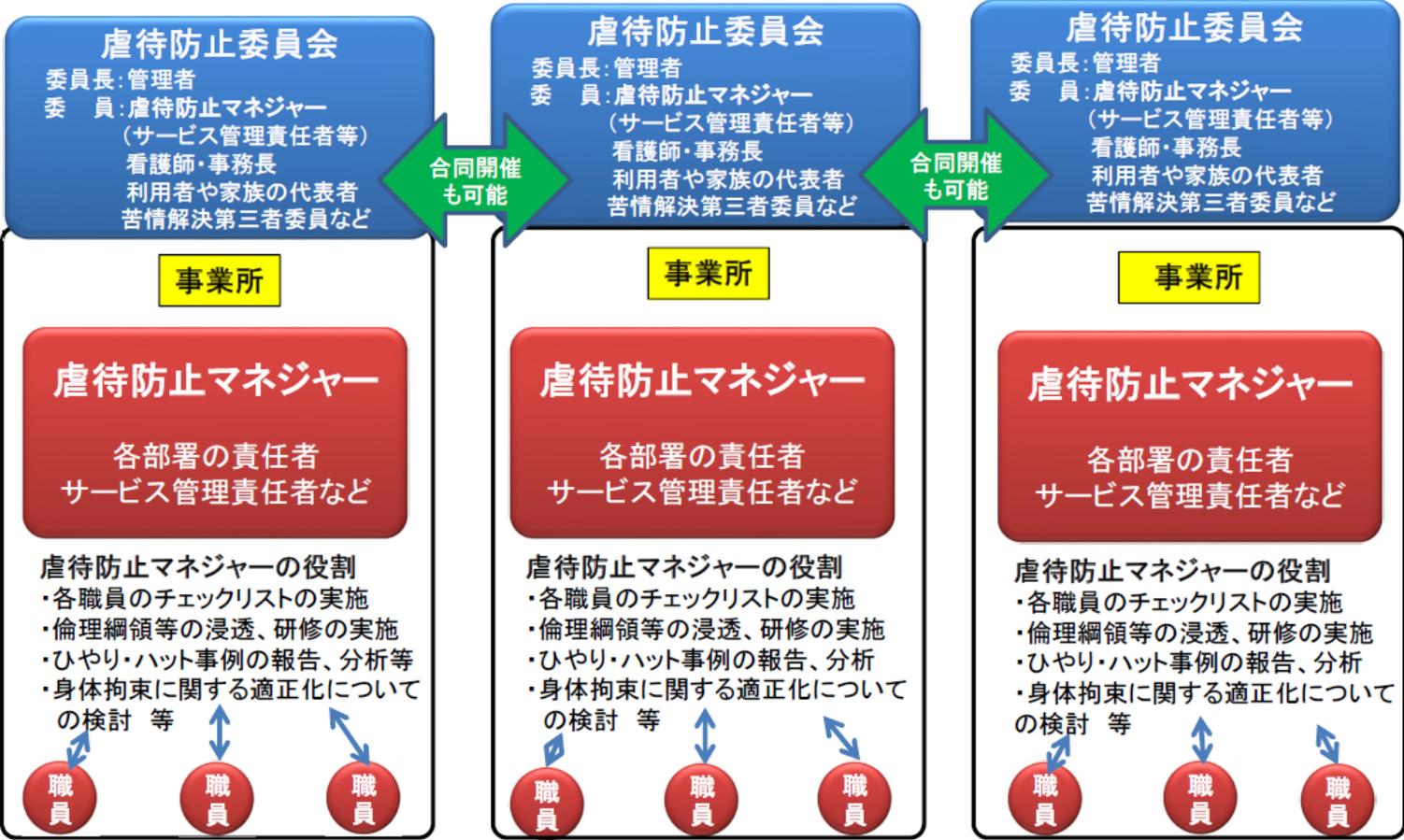
第2の「虐待防止のチェックとモニタリング」とは、虐待防止の取組の実施プロセスです。後述するチェックリストにより、委員会によって虐待が起こりやすい職場環境の確認を行い、また各職員が定期的に自己点検し、その結果を虐待防止マネジャー（サービス管理責任者等）が集計し虐待防止委員会に報告します。また、サービス管理責任者においては、利用者の個別支援計画の作成過程で確認された個々の支援体制の状況（課題）等も踏まえながら、現場で抱えている課題を委員会に伝達します。併せて、発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告します。

※既存のチェックリストでは、労働環境（職場環境、人員配置過不足、人員スキル等）、労働条件（宿直やインターバル等）、人間関係（労働環境に起因するもの）、相談体制（職場の仕組みとして）、会議体の設定等の経営者とともに行わなければならない項目が不足している場合が多いため、これらを補うことが必要です。

委員会では、この現況を踏まえて、どのような対策を講じる必要があるのか、経営者と一体で取り組むもの、虐待防止委員会・各部署単位で取り組むもの、職員個人で取り組めるものの3つに分類し、具体的に検討の上、経営計画への反映や、職員への研修計画や各部署の職員が取り組む改善計画に反映し、虐待防止マネジャーを中心として各部署で具体的に取り組みます。第3の「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」とは、虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこととなります。

# 障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

- 虐待防止委員会の役割**
- ・研修計画の策定、職員のストレスマネジメント・苦情解決
  - ・チェックリストの集計、分析と防止の 取組検討
  - ・事故対応の総括・他の施設との連携
  - ・身体拘束に関する適正化についての検討(論点2) 等



# 基準条例等（虐待防止関係）

## ◆ 解釈通知

(31) 虐待の防止（基準第40条の2）

① 同条第1号の虐待防止委員会の役割は、

- ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の3つがある。

# 基準条例等（虐待防止関係）

## ◆ 解釈通知

### （31）虐待の防止（基準第40条の2）

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。

なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。

# 基準条例等（虐待防止関係）

## ◆ 解釈通知

### （31）虐待の防止（基準第40条の2）

具体的には、次のような対応を想定している。

- ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。
- ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

# 基準条例等（虐待防止関係）

## ◆ 解釈通知

### (31) 虐待の防止（基準第40条の2）

…事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。

ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 虐待発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

# 基準条例等（虐待防止関係）

## ◆ 解釈通知

### (31) 虐待の防止（基準第40条の2）

…従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

# 基準条例等（虐待防止関係）

## ◆ 解釈通知

### （31）虐待の防止（基準第40条の2）

…同条第3号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。

# 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。  
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。  
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

## 運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

## 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

# 基準条例等（身体拘束関係）

## ◆ 解釈通知

### （26）身体拘束等の禁止（基準第35条の2）

…同条第3項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。

# 基準条例等（身体拘束関係）

## ◆ 解釈通知

### (26) 身体拘束等の禁止（基準第35 条の 2）

…身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。

ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。

ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

# 基準条例等（身体拘束関係）

## ◆ 解釈通知

### (26) 身体拘束等の禁止（基準第35条の2）

…同条同項第2号の指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

# 基準条例等（身体拘束関係）

## ◆ 解釈通知

### （26）身体拘束等の禁止（基準第35 条の2）

…研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。

○感染症への対応力の強化のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 3年間の経過措置（準備期間）あり

## 【感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化】

- ① 委員会 の開催（義務化（新規））
- ② 指針 の整備（義務化（新規））
- ③ 研修、訓練（シミュレーション） の実施（義務化（新規））

## 【業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化】

- ① 業務継続計画 の策定（義務化（新規））
- ② 研修、訓練（シミュレーション） の実施（義務化（新規））
- ③ 業務継続計画 の見直し・変更（新規）

※感染症の発生及びまん延の防止のための対策検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこともできる。

障害福祉分野における効果的な感染防止等の取組支援事業

令和2年度補正予算  
1. 0億円

① 目的

障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められることから、障害福祉サービスの現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や障害福祉サービス従事者への各種支援を行う。

② 事業内容

- (1) 障害福祉施設及び事業所における感染症対策力向上事業
- (2) 障害福祉サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応する障害福祉施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業

③ 事業イメージ

(1) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による実地指導等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
  - ・学識者、現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修、実地指導の実施
  - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
  - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

(3) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
  - ・メンタルヘルス改善に積極的に取組事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
  - ・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
  - ・医療機関等との連携体制を整備

(2) 事業継続計画(BCP)の策定支援

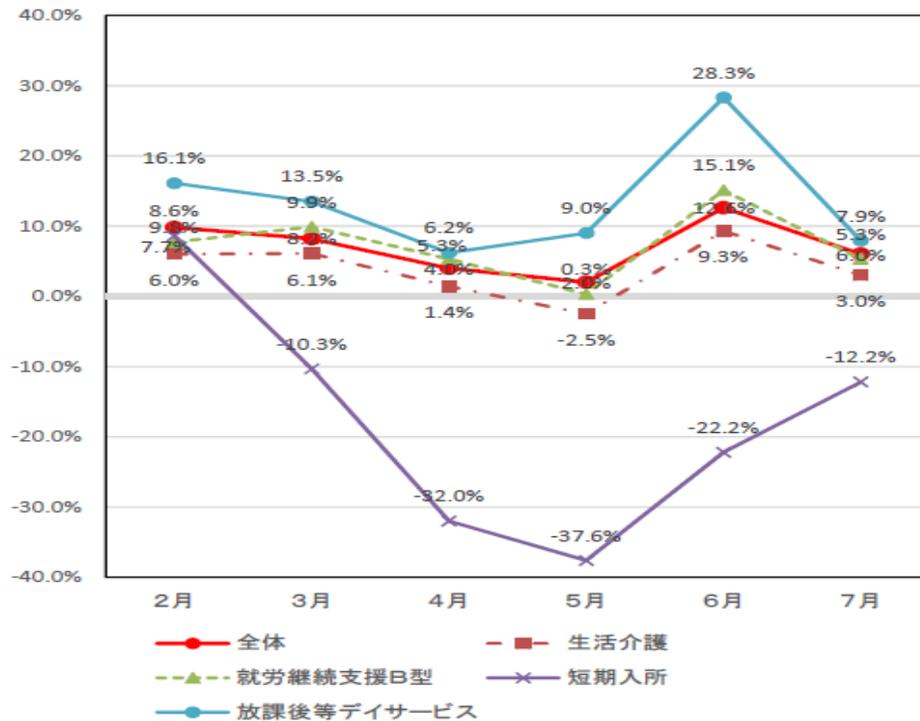
- ガイドラインの作成
  - ・有識者によるサービス類型(入所系、訪問系、通所系、障害児)に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催
  - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

参 考

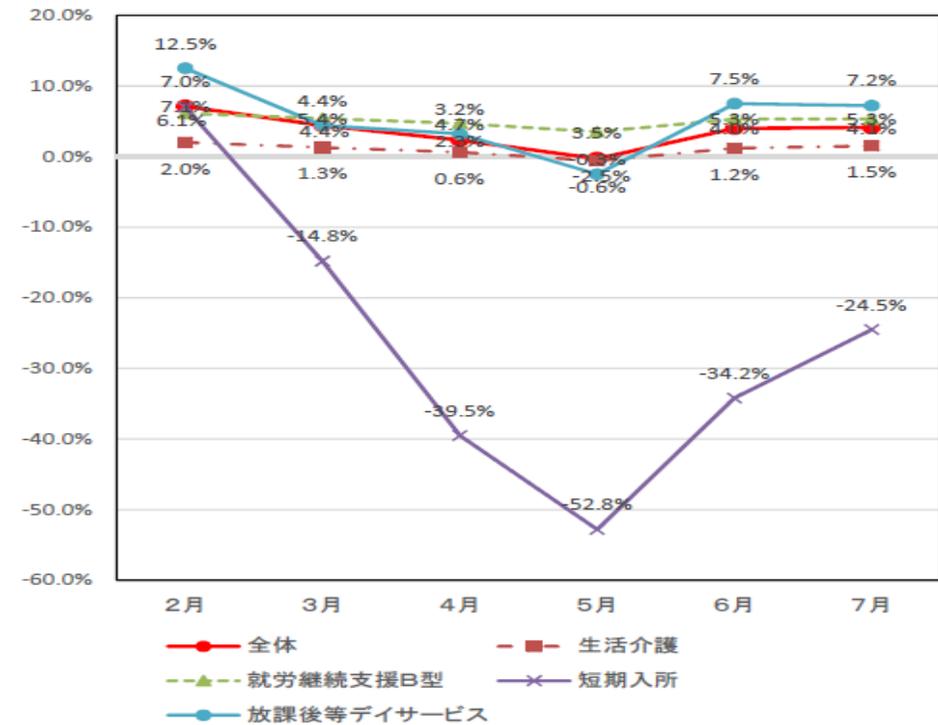
障害福祉サービス事業所等の収入への影響について①(費用額、利用者数)

- コロナ禍における収入への影響は、特に短期入所で大きく、費用額・利用者数ともに本年2月以降急激に低下し、4月から5月にかけて3割以上の減少となった。6月以降はやや持ち直したが、7月でも約1割～2割の減少となっており、依然として影響が見られる。
- その他の通所サービス(生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスなど)では、4月～5月をピークに減少したものの、6月以降は持ち直しつつあり、回復基調にあると考えられる。

費用額(給付費)(対前年同月比)



利用者数(対前年同月比)



出典:国保連データ

# 基準条例（感染症・災害対策関係）

感染症や災害への対応力強化を図る観点から  
感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての  
地域と連携した取組を強化

- 1 感染症対策の強化（全サービス）
- 2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）
- 3 地域と連携した災害対応の強化  
（施設系、通所系、居住系サービス）

## 基準条例（感染症・災害対策関係）

### 1 感染症対策の強化（全サービス）

#### 次の項目を義務付け

- ①委員会の開催
- ②指針の整備
- ③研修の実施
- ④訓練（シミュレーション）実施

#### ※ 3年の経過措置期間

令和6年3月31日までの間は、努力義務

## 基準条例（感染症・災害対策関係）

### ◆解釈通知

#### (24) 衛生管理等（基準34条第3項関係）

##### ① 感染症が発生し、またはまん延しないよう講ずべき措置

##### ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置 (感染対策委員会)

###### ● 構成

感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種による構成が望ましい  
特に、感染症対策の知識を有する者（外部含む）の積極的参画

###### ● 担当者

構成メンバーの責任及び役割分担の明確化  
専任の感染対策担当者の決定

###### ● 開催時期

概ね6カ月に1回以上定期的に開催  
感染が流行する時期には必要に応じ随時

###### ● 開催方法

テレビ電話装置等の活用可能  
障害のある者の参加の場合、障害の特性に応じた適切な配慮

※「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守  
他の会議体と一体的に設置・運営、他のサービス事業者との連携等により実施  
⇒差し支えない

## 基準条例（感染症・災害対策関係）

### ◆ 解釈通知

#### (24) 衛生管理等（基準34条第3項関係）

#### イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

##### ● 平常時の対策

- ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ 支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

##### ● 発生時の対策

- ・ 発生状況の把握
- ・ 感染拡大の防止
- ・ 関係機関との連携（医療機関や保健所、市町村関係課等）
- ・ 行政への報告等
- ・ 事業所内や関係機関への連絡体制の整備

「**障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル**」参照

[感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

## 基準条例（感染症・災害対策関係）

### ◆解釈通知

#### (24) 衛生管理等（基準34条第3項関係）

##### ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

###### <研修>

###### ●研修内容

感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発

アの指針に基づく衛生管理の徹底・衛生的な支援の励行

###### ●開催時期 定期的な教育（年1回以上）、新規採用時

###### ●実施内容の記録

※「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」参照

###### <訓練（シミュレーション）>

###### ●実施時期 定期的な教育（年1回以上）

###### ●実施内容 役割分担の確認、感染対策をした上での支援の演習

※机上及び実地での実施を組み合わせる

## 基準条例（感染症・災害対策関係）

### 2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

#### 次の項目を義務付け

- ①業務継続に向けた計画等の策定
- ②研修の実施
- ③訓練（シミュレーション）実施

#### ※ 3年の経過措置期間

令和6年3月31日までの間は、努力義務

[感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)参照

## 基準条例（感染症・災害対策関係）

### ◆ 解釈通知

#### (23) 業務継続の策定等（基準第33条の2関係）

感染症・災害が発生した場合も

- ① サービス提供を継続的に実施するため
- ② 非常時の体制で早期の業務再開を図るため

### 業務継続計画の策定

#### ● 計画の項目

##### ア 感染症

###### a 平時からの備え

（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

###### b 初動対応

###### c 感染症防止体制の確立

（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有）

##### イ 災害

###### a 平常時の対応

（建物・設備の安全対策、ライフライン停止時の対策、必需品備蓄）

###### b 緊急時の対応

（業務継続計画発動基準、対応体制等）

###### c 他施設及び地域との連携

## 基準条例（感染症・災害対策関係）

### ◆ 解釈通知

(23) 業務継続の策定等（基準第33条の2関係）

感染症・災害が発生した場合も

- ① サービス提供を継続的に実施するため
- ② 非常時の体制で早期の業務再開を図るため

### 研修及び訓練の実施

#### ● 研修の内容

業務継続計画の職員間の共有  
平常時の対応の必要性  
緊急時の対応に係る理解の励行

#### ● 開催回数

定期的（年1回以上）、新規採用時

#### ● 開催方法

感染症の業務継続計画の訓練は感染症の訓練と一体的実施も差し支えない  
机上及び実地での実施を組み合わせる  
すべての従業員の参加が望ましい  
他のサービス事業者との連携による実施も可能

### 3 地域と連携した災害対応の強化 （施設系、通所系、居住系サービス）

災害への対応は、地域との連携が不可欠



非常災害対策が求められる障害福祉サービス等事業者  
（施設系、通所系、居住系サービス）

訓練の実施に当たり、  
地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない